

堺市監査委員公表第23号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年5月13日

堺市監査委員	三宅達也
同	田渕和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	出資団体監査 (株式会社さかい新事業創造センター)	
監査実施期間	令和3年8月2日 ～ 令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課 株式会社さかい新事業創造センター	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>2 経理について</p> <p>(1) センターは、経理規程に基づき、有価証券台帳を作成しているが、令和2年度に購入した満期保有目的債券について、銘柄を記載しておらず、期中増減額の記載にも誤りがあった。</p>	<p>有価証券台帳の間違いを令和3年10月20日に修正しました。</p> <p>今後は債券購入時に速やかに台帳に記載するとともに決算時にも有価証券台帳と保有債券の照合を行います。</p>	株式会社さかい新事業創造センター
<p>3 財産管理について</p> <p>(1) 令和3年8月30日に実施した実地調査において、固定資産の管理状況を確認したところ、令和元年10月に廃棄した共有サーバ1台が、固定資産台帳及び貸借対照表の固定資産に計上されたままになっていた。</p>	<p>御指摘を受けて固定資産台帳から速やかに削除しました。</p> <p>今後は廃棄時に速やかに台帳を修正するとともに決算時にも台帳と現物の突合を行います。</p>	株式会社さかい新事業創造センター
<p>4 事業運営について</p> <p>[正確な事業報告について(意見)]</p> <p>センターの第19期(令和2年度)事業報告において、対処すべき課題の一つとして「入居企業が成長し、業績を伸ばすとともに、雇用を創出し、当施設の卒業後も持続的な発展を維持し、地域経済の発展に寄与する企業を多数輩出することが当社の使命であります。そのためには、入居・成長・輩出の</p>	<p>事業報告の記載については、退去時点の状況であることが明確になるように第20期(令和3年度)から修正します。</p> <p>各事業の詳細な内容や事業別の決算額などについては、出資者らに対して明確になるよう内容を充実させ株主総会</p>	株式会社さかい新事業創造センター

<p>安定したサイクルが求められています。」と記載されている。</p> <p>一方、事業報告に、施設開設以来の入居企業の事業継続状況別の累計を記載しているが、異なった年度の卒業時の状況を、一括りに記載したものであり、「事業継続者」の内訳でみると、現時点では、現況調査による確認が10年以上できていない企業や、宛先不明又は廃業した企業なども少なからず含まれており、現状を反映しているものとは言えなかった。</p> <p>現時点における企業の事業継続の状況は、センターの設立趣旨に関わる重要な指標であることから、出資者である市への事業報告は、より客観的かつ正確な記載にされたい。また、センターが行っている各事業の詳細な内容や事業別の決算額などがより明確になるよう記載内容を充実されたい。</p> <p>さらに、現在、センターのホームページは、決算報告として、貸借対照表及び損益計算書のみを掲載しており、事業報告の掲載を行っていないが、市民への情報開示及び説明責任の観点から、ホームページに掲載するよう検討されたい。</p>	<p>にて報告します。</p> <p>また、卒業企業の現況については、引き続き、年1回のアンケート調査により把握に努めてまいります。</p> <p>ホームページについては、現在の貸借対照表及び損益計算書に加え、事業報告やその他計算書類につきましても、第20期（令和3年度）から掲載します。</p> <p>事業報告の記載について、誤解が生じないように第20期（令和3年度）から文言を修正するとともに内容の充実を図ること、また、引き続きアンケート調査の実施により卒業後の企業の現状把握に努めるよう団体に求めます。</p>	<p>ものづくり支援課</p>
---	--	-----------------